

ヘルスケアワーカーキャリア学会
Association for Healthcare Professionals' Career Development
会則

第1条（名称） 本学会はヘルスケアワーカーキャリア学会と称する。英語名称は「Association for Healthcare Professionals' Career Development」とする。

第2条（ミッション） 本学会は、「本学会は、人の生きること、死ぬこと、暮らすことを支えるヘルスケアワーカー1人ひとりの人生が豊かであることを願い、学問的・実践的立場からそのキャリアを探求し、成果を社会に還元します。生き生きと誇りを持って働くヘルスケアワーカーのキャリアの歩みを、本学会は支えます」ことをミッションとする。

第3条（事業） 本学会は、前条のミッションを達成するために、次の事業を行う。

- （1）イベントの開催
- （2）情報発信
- （3）その他本会の目的達成に必要な事業

第4条（会員） 本学会の会員は、本学会の目的に賛同し、ヘルスケアワーカーのキャリアに関心がある者で、定められた年会費を納めた者をいう。

第5条（会費）

2 会員は定められた年会費を納入しなければならない。

3 年会費は7,000円とする。

4 会費の納入は、原則として当該年度の4月末までとする。

第6条（退会） 退会を希望する会員は、その旨を本学会に届け出ることにより、任意に退会することができる。退会した場合であっても、未払いの会費がある場合は、納入しなければならない。

第7条（会員資格の喪失） 年会費を2年間未納の者は会員資格を失うものとする。

第8条（会計） 本学会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第9条（役員） 本学会は、若干名の役員からなる役員会を持つ。

2 役員は、役員会で推薦する。

3 役員会は役員の中から1名の代表者、会計1名、監査1名を持つ。

第10条（会則の変更） 本会則は役員会の議決により変更することができる。

2 前項の変更には、役員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第11条（所在地） 本学会は、大阪府泉南郡熊取町若葉2-11-1 関西医療大学内に置く。

第12条（財務） 活動に必要な資金会員からの会費を充てるものとする。

2 資金については会計が適正に管理を行い、年1回に代表者の閲覧を受けるものとする。

第13条（設立年月日） 本学会の設立年月日は平成30年7月18日とする。

附 則

1 この会則は、令和3年4月22日から施行する。

附則

1 この会則の改正は、令和3年4月22日から施行する。

附則

1 この会則の改正は、令和5年6月24日から施行する。

附則

1 この会則の改正は、令和6年11月7日から施行する。